

別表第1 砂川市総合体育館使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分			金額						
			午前	午後	夜間	回数券（12枚綴）		定期券	
			9時～ 12時30 分	13時～ 17時30 分	18時～ 21時	午前・午 後	夜間	3か月	6か月
個人 使用	アリーナ・ サブアリー ナ・トレー ニングルー ム	小・中学生	60	60	60	600	600	720	1,320
		高校生	100	100	100	1,000	1,000	1,200	2,200
		一般	150	150	150	1,500	1,500	1,800	3,300
専用 使用	アリーナ	入場料を徴収 しない場合	1,672		4,126				
		入場料を徴収 する場合	4,240		10,311				
	その他の施 設	サブアリーナ	502		1,443				
		会議室その他 の室	341		891				
設備器 具	音響設備	規則で定める使用料の額							

備考

- 1 専用使用に係る使用料は1時間当たりの額とし、使用した時間数に当該額を乗じた額を使用料として徴収する。ただし、1時間未満の使用は1時間とする。
- 2 専用使用で時間区分を超えて使用する場合、1時間につき9時以前に使用する場合は午前・午後の金額に30%、21時以降に使用する場合は夜間の金額に30%に相当する額を加算して徴収する。
- 3 専用使用で暖房を使用した時は、使用料の40%に相当する額を暖房料として徴収する。
- 4 専用使用で市内に住所又は事務所を有しない者の物品販売行為を伴う使用は、当該使用料の300%に相当する額とする。
- 5 専用使用でアリーナを2分の1以下に区切って使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額とする。
- 6 トレーニングルームの使用は、中学生以上とする。
- 7 会議室の使用料は、1室当たりの金額とする。
- 8 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 9 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。